

沖縄県警察署協議会に関する規則

発出年月日：平成13年4月24日
文書番号：沖縄県公安委員会規則6
公表範囲：全文

改正 前略・・・平成17.09 公規則13

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項並びに沖縄県警察署協議会条例(平成13年沖縄県条例第23号)第3条第1項及び第6条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(会議)

第3条 警察署協議会の会議は、会長が、警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、各警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日公規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日公規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

以下、別表等省略